

(避難経路図の掲出)

第39条の2 旅館、ホテル又は宿泊所のうち、消防長が指定するものにあつては、各室及び廊下、待合所等見やすい場所に、当該場所から屋外又は避難階段等へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出しなければならない。

【消防長告示】

○「宿泊室の見やすい場所に避難経路図を掲出しなければならない旅館、ホテル又は宿泊所」の指定について

平成26年4月1日消防長告示第5号

奈良県広域消防組合火災予防条例（平成26年条例第51号。以下「条例」という。）第39条の2の規定に基づき、宿泊室等の見やすい場所に避難経路図を掲出しなければならない旅館、ホテル又は宿泊所は、次のとおりとする。

- (1) 3階以上の階に宿泊室を有する旅館、ホテル又は宿泊所（以下「ホテル等」という。）で、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条に該当するもの
- (2) 延べ面積1,000平方メートル以上のホテル等で法第8条に該当するもの

【解釈及び運用】

本条は、人命安全を図るため、人命危険を生じるおそれのある防火対象物に対し、避難経路図の掲出を義務付けたものである。

- 1 「避難経路図」とは、現在地から屋外へ通ずる避難経路を示すものであり、現在地が一見して分かる次の事項が記載されたものである。

ア 避難施設及び避難器具の設置場所

イ 現在地からの2以上の避難経路

ウ 避難上の留意事項

- 2 避難経路図の大きさについては、特に定めはなく設置場所に応じた大きさとする事ができるが、誰が見ても一見して現在地と避難経路が識別できるものとしなければならない。

- 3 作成例として、避難経路図の大きさは、おおむね1m×1m以上を基準として上記1の事項が記載され、現在地から2方向以上に避難できる経路を赤色で示したものなどがある。

